

安田町人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用者数

平成27年度に新たに採用した職員の状況は、次のとおりです。

区分	大卒	短大卒	高卒	中卒・その他	計	
						うち女性
一般行政職	2人	0人	0人	0人	2人	2人

(2) 退職者数

平成27年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区分	定年退職	勸奨・早期希望退職	その他	計	
					うち女性
一般行政職	2人	0人	0人	2人	0人

(3) 職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由（平成28年4月1日現在、単位：人）

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年度	平成28年度		
一般行政部門	議会	1	1		事務の充実
	総務	11	14	3	
	税務	3	3		
	労働				
	農水	8	8		
	商工				
	土木	2	2		
	民生	13	12	△1	
衛生	4	4		人事交流による減	
計	42	44	2		
特別行政部門	教育	9	10	1	事務の充実
	警察				
	消防				
計	9	10	1		
公営企業等部門	病院				人事交流による減
	水道	1	1		
	交通				
	下水道				
	その他	2	1	△1	
計	3	3	△1		
合計		54 (65)	56 (65)	2	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員の数であり、休職者、派遣職員などを含んでいます。

2 ()内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0	0	5	7	6	8	13	3	6	6	1	1	56

2. 職員の給与の状況

(1) 給与の決定の仕組み

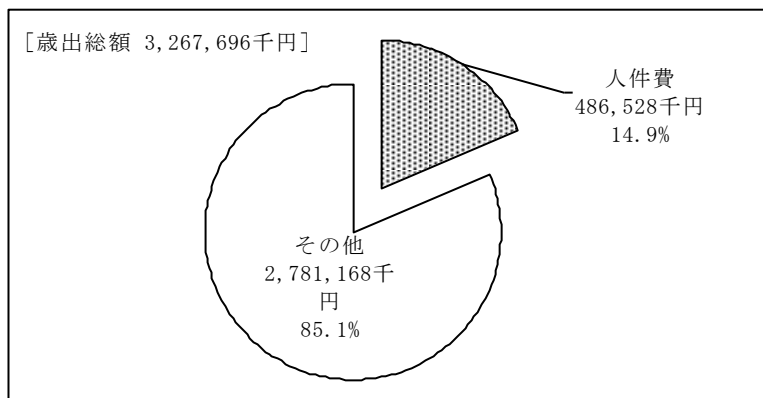
町職員の給与は、「生計費、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」という均衡の原則によることと、地方公務員法に定められています。

この規定に基づき、町においては国及び県に準拠して「職員の給与に関する条例」を定め、町職員の給与を決定、支給していますが、改定措置等についても同様に国及び県に準拠し、町議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

(2) 人件費の状況（普通会計決算）

平成27年度の普通会計決算における人件費は、次のグラフのとおりです。

(注) 人件費とは、町議会議員、町長等特別職、町職員及び各種委員会等委員に支給される報酬、給与、退職手当及び共済組合負担金などです。



(3) 職員給与費の状況（普通会計決算）

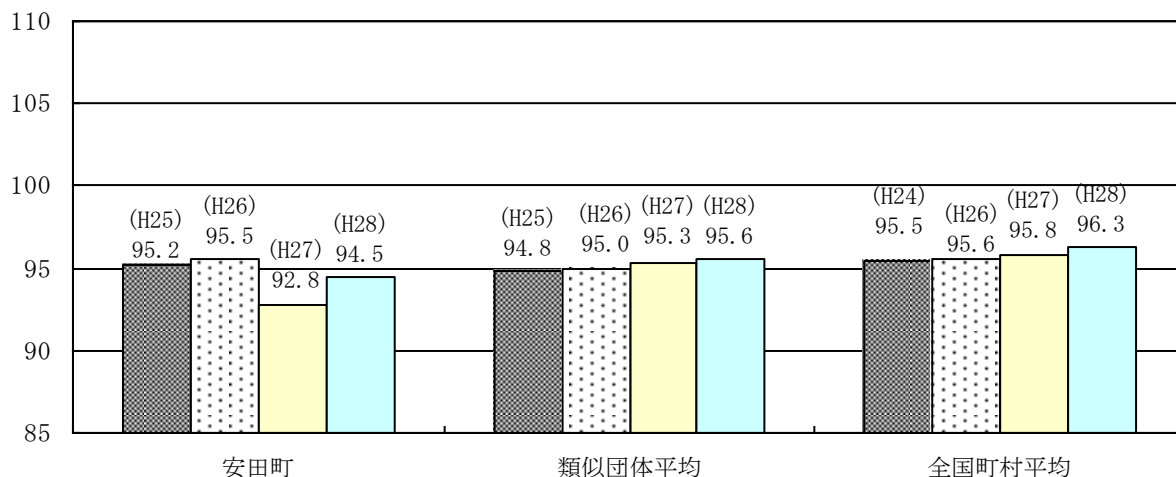
職員の給与は、給料と職員手当（扶養・期末勤勉・住居・通勤・時間外勤務・管理職・特勤勤務手当等）からなっており、平成27年度の普通会計決算の状況は次のとおりです。

職員数	給与費				一人当たりの給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
A					
人	千円	千円	千円	千円	千円
51	177,273	15,106	61,239	253,618	4,973

(注) 1 職員数は、平成27年4月1日現在の職員数です。

2 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 平成 25 年は、国家公務員の時限的な(2 年間)給与改定・臨時特例法による減額措置がないとした場合の値です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況

①給料表の見直し 未実施

町はこれまで、高知県が地域の民間との均衡を図るため、独自に水準調整した給料表に準拠してきており、また、給与制度の適正な運用に努めてきていること、国家公務員の給与水準を下回る水準にあることから、現時点では見直しの必要性が認められないため、現行のまま据え置くこととしています。

(6) 一般行政職給料表の状況 (単位：円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号給の給料月額	138,900	188,900	224,800	262,200	289,500	320,900
最高号給の給料月額	244,000	309,500	356,700	390,400	402,800	424,900

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
安田町(一般行政職)	39.9 歳	286,023 円	313,166 円	302,958 円
高知県(一般行政職)	43.3 歳	324,341 円	390,189 円	345,330 円
国 (一般行政職) (H27. 4. 1 時点)	43.5 歳	334,283 円	—円	408,996 円

- (注) 1 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。
- 2 「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(8) 職員の初任給の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

町職員採用試験に合格し、高等学校等卒業後、直ちに職員として採用された者の初任給等の状況は、次のとおりです。

区 分		安田町	県	国
行 政 職	大学卒	180,400 円	180,400 円	176,700 円
	高校卒	146,700 円	146,700 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	139,300 円	148,800 円	142,000 円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
行 政 職	大学卒	[12 年] 260,400 円	[] 288,700 円	[] 328,700 円

	高校卒	[] － 円	[16年] 260,400 円	[] 278,600 円
技能労務職		[] － 円	[] － 円	[] 250,300 円

- (注) 1 []内は、経験年数区分に該当職員がいないため、直近の職員の状況を記載しています。
 2 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数をいいますが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

(10) 町職員の級別職員数の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		標準的な職務分類（内容）	職員数	構成比	うち 一般行政職
行政職	1 級	議会書記、主事、保健師、教育委員会主事、社会教育主事、保育教諭	14 人	25 %	9 人
	2 級	議会書記、主査、保健師、農地主事、教育委員会主査、社会教育主事、保育教諭	2 人	3 %	2 人
	3 級	議会書記、主幹、保健師、専門員、農地主事、教育委員会主幹、社会教育主事、保育教諭	16 人	29 %	11 人
	4 級	議会書記、係長、主監、保健師、会計管理者、主任専門員、農地係長、教育委員会係長、教育委員会主監、保育教諭	9 人	16 %	7 人
	5 級	議会局長、会計管理者、課長補佐、主監、支所長、専門監、農地主監、教育次長、教育委員会課長、公民館長、教育委員会主監、副園長、園長	9 人	16 %	6 人
	6 級	議会局長、会計管理者、課長、支所長、振興監教育次長、園長	3 人	6 %	3 人
単純労務職	1～3 級	調理員	3 人	5 %	－

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(11) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 22 年度から昇給への勤務成績反映を実施。勤務成績を適切に給与に反映させるため、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の 5 段階の区分を設定（昇給日は毎年 4 月 1 日）

(12) 職員の手当の状況

① 期末、勤勉手当

期末、勤勉手当（民間の賞与等の一時金に相当するもの）は、国家公務員及び県職員と同様に 6 月と 12 月の年 2 回支給されています。

安田町		県		国	
1 人当たり平均支給額(平成 27 年度) 1,205 千円		1 人当たり平均支給額(平成 27 年度) 1,546 千円		－	
(平成 27 年度支給割合)		(平成 27 年度支給割合)		(平成 27 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期 1.20 月分)	0.70 月分)	6 月期 1.20 月分)	0.70 月分)	6 月期 1.225 月分)	0.75 月分)
(0.64 月分)	(0.35 月分)	(0.64 月分)	(0.35 月分)	(0.65 月分)	(0.35 月分)
12 月期 1.35 月分)	0.70 月分)	12 月期 1.35 月分)	0.70 月分)	12 月期 1.375 月分)	0.85 月分)
(0.735 月分)	(0.35 月分)	(0.735 月分)	(0.35 月分)	(0.80 月分)	(0.40 月分)
計 2.55 月分)	1.40 月分)	計 2.55 月分)	1.40 月分)	計 2.60 月分)	1.60 月分)
(1.375 月分)	(0.70 月分)	(1.375 月分)	(0.70 月分)	(1.45 月分)	(0.75 月分)
職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（行政職）

勤務成績は、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階に区分。成績率は、職務について監督する地位にある者による評価に基づき、任命権者が決定。

②退職手当（平成28年4月1日現在）

職員の退職手当は、県内の市町村等で組織している高知縣市町村総合事務組合の支給規定に基づき、支給されています。

安田町			国・県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
（退職時特別昇給 無）					
1人当たり平均支給額		21,649千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された額の平均です。

③ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

支給実績（平成27年度決算）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	0%		
手当の種類（手当数）	4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税の徴収に従事する職員の特殊勤務手当	税務係	税の徴収	日額 400円
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	衛生係	伝染病対策	日額 400円
台風時等に危険を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災係	災害対策	日額 400円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	用地係	用地交渉	日額 400円

④時間外手当

管理職を除く職員が、定められた勤務時間以外に勤務した場合に支給されています。

支給実績（平成27年度決算）	4,102千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	103千円
支給実績（平成26年度決算）	6,276千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	154千円

⑤ その他の手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度	支給実績 (平成 27 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 27 年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 " 6,500 円 配偶者のいない扶養親族のうち 1 人 " 11,000 円 (扶養親族のうち 15 歳に達する日以後の年度初めから 22 歳に達する日以後の年度末までの間にある子 1 人につき 5,000 円を加算)	同じ		4,949 千円	170,638 円
住居手当	1. 借家、借間居住者基礎控除額 月額 12,000 円 最高支給限度額 " 27,000 円 2. 単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間 " 1 の 1/2	同じ		1,650 千円	235,714 円
通勤手当	支給要件 通勤距離片道 2 km 以上 2 km～5 km 未満 月額 2,000 円 5 km～10 km 未満 " 4,200 円 10 km 以上 " 7,100 円	異なる	1.交通機関等利用者運賃等相当額が月額 56,200 円以下については、運賃相当額 2.自動車等の使用者 2～5 km 未満 3,300 円から最高 36,800 円(片道 65 km 以上)	1,125 千円	46,842 円
管理職手当	職務の級が 6 級の管理職員 月額 33,200 円 職務の級が 5 級の管理職員 " 27,700 円	異なる	職務の級における最高号給の給料月額 100 分の 25 を超えない範囲	4,585 千円	327,486 円
管理職特別勤務手当	職務の級が 6 級の管理職員 1回 8,000 円 職務の級が 5 級の管理職員 1回 7,000 円 (選挙事務) (10,000 円)	異なる	職責に応じて定額 1回 4,000 円 ～10,000 円 (時間を超える場合は加算有り)	0 千円	0 円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿日直勤務した場合に支給 1回 4,200 円	同じ		0 千円	0 円

※扶養手当：扶養親族のある職員に支給されています。

※住居手当：住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給されています。

※通勤手当：通勤距離が片道 2 キロメートル以上である職員に支給されています。

※管理職手当：管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が指定する職員に支給されています。

※管理職特別勤務手当：管理又は監督の地位にある職員が、災害等により緊急その他公務の運営の必要により勤務時間外に勤務した場合に支給されています。

(13) 特別職等の報酬等の状況

町長等特別職の給料及び町議会議員の報酬等については、特別職報酬等審議会の意見を徴して、一般職とは別に条例で定めることになっています。

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料月額等
給 料	町 長	705,000 円
	副 町 長	610,000 円
	教 育 長	565,000 円
報 酬	議 長	236,000 円
	副 議 長	195,000 円
	常任委員長	185,000 円
	議 員	170,000 円
期末手当	町 長	

	副町長 教育長 議長 副議長 常任委員長 議員	(平成27年度支給割合) 6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分 加算措置 有
退職手当	町長 副町長 教育長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料×在職年数×500/100 14,100,000円 (任期毎) 給料×在職年数×300/100 7,320,000円 (任期毎) 給料×在職年数×250/100 5,650,000円 (任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

職員の勤務時間については、条例及び規則により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分としており、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分としています。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は正午から午後1時までとなっています。

(2) 週休日及び休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日及び土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において、勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日（12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいいます。

(3) 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

①年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日または1時間単位で取得することができます。また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

②病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

ア 厚生労働省令で定められた疾病	疾病等にかかっている期間
イ ア以外の疾病又は負傷	医師の証明等により必要最小限の期間
ウ イのうち、公務によらない結核性疾患	1年以内
エ イのうち、公務によらない私傷病	引き続き90日以内

③特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当

であると認められる場合の休暇です。(勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。)取得できる期間は、6ヶ月以内となっています。

⑤組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇です。(勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。)1年において、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で取得することができます。

(4) 育児休業等

①育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

②部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職及び休職があります。

平成27年度分限処分の状況

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	1
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	0	0	0	0
合 計	0	0	1	1

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

平成27年度懲戒処分の状況

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任命に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0

合 計	0	0	0	0	0
-----	---	---	---	---	---

平成 27 年度刑事処分の状況

処分の事由	懲役	禁固	罰金	科料	計
収賄による場合	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
公職選挙法違反による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

5. 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

平成 27 年の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	平成 27 年	平成 26 年
平均取得日数	10.3 日	9.0 日
消 化 率	26.6%	23.1%

(2) 育児休業、部分休業、介護休暇の取得状況

①育児休業

平成 27 年度中に新たに育児休業を取得した職員はいません。

②部分休業

平成 27 年度中に部分休業を取得した職員はいません。

③介護休暇

平成 27 年度中に介護休暇を取得した職員はいません。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

平成 27 年度も、職員が現在ついている職及び将来つくことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を習得させ、職員の資質の向上と勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的として、研修を実施、受講しました。

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、平成 22 年度から試行

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

- ・定期健康診断受診者 53 名(うち人間ドック受診者 43 名)

(2) 福利厚生事業の状況

内 訳		金 額	備 考
公 費	定期健康診断委託料 及び人間ドック	159 千円	受診者 1 人当たりの公費負担額 4,405 円

負担分	互助会への負担額	1,153 千円	職員 1 人当たりの公費負担額 20,215 円
	計	1,312 千円	
互助会への職員負担額		1,153 千円	互助会への公費負担率 50%

※1. 互助会とは、(財)高知縣市町村職員互助会(共同互助会)のことで、高知県内の市町村等で働く職員が加入し、福祉の増進等を図るとともに、地方自治に関する意識の向上と市町村行政の円滑、かつ能率的な運営に寄与することを目的としています。

2. 互助会の給付内容には、永年勤続表彰、人間ドック助成及び保養施設利用助成の3つがあります。

(3) 公務災害補償の状況

- ・認定件数 0 件

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

- ・係属事案はなく、平成 27 年度に新たな措置要求はありません。

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

- ・係属事案はなく、平成 27 年度に新たな不服申立てはありません。